

## 国分寺都市計画区域における都市計画道路及び都市計画公園

### ・緑地に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準

#### (目的)

第1条 この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第54条（許可の基準）の規定に該当する建築物以外の建築物で、同法第53条（建築の許可）第1項の許可をすることができるもの（以下、「許可できる建築物」という。）について、必要な事項を定める。

#### (許可できる建築物の対象)

第2条 許可できる建築物の対象は、当該建築物が次の各号のいずれかに該当し、都市計画の事業の実施が、近い将来見込まれていないものとする。

- (1) 都市計画道路区域内に建築しようとするもの
- (2) 都市計画公園・緑地区域内に建築しようとするもの

#### (許可できる建築物の規模・構造)

第3条 許可できる建築物の規模・構造は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものとする。

- (1) 階数が3のもので、高さが10m以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- (3) 法第12条（市街地開発事業）第1項に規定する市街地開発事業の支障にならないこと。
- (4) 建築物が都市計画道路区域及び都市計画公園・緑地区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、当該区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。